

宮崎市における営業時間短縮要請について

- 対象地域：宮崎市
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
- 営業時間短縮：5月3日（月）～5月23日（日）
を要請する期間（5月3日（月）午後8時から5月24日（月）午前5時まで）
- 協力金の支給対象期間：5月5日（水）～5月23日（日）
（5月5日（水）午後8時から5月24日（月）午前5時まで）

※感染状況により期間の短縮もあります。

- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：売上規模別に支給 ※次の内容で調整中

なお、要請期間が短縮された場合は、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

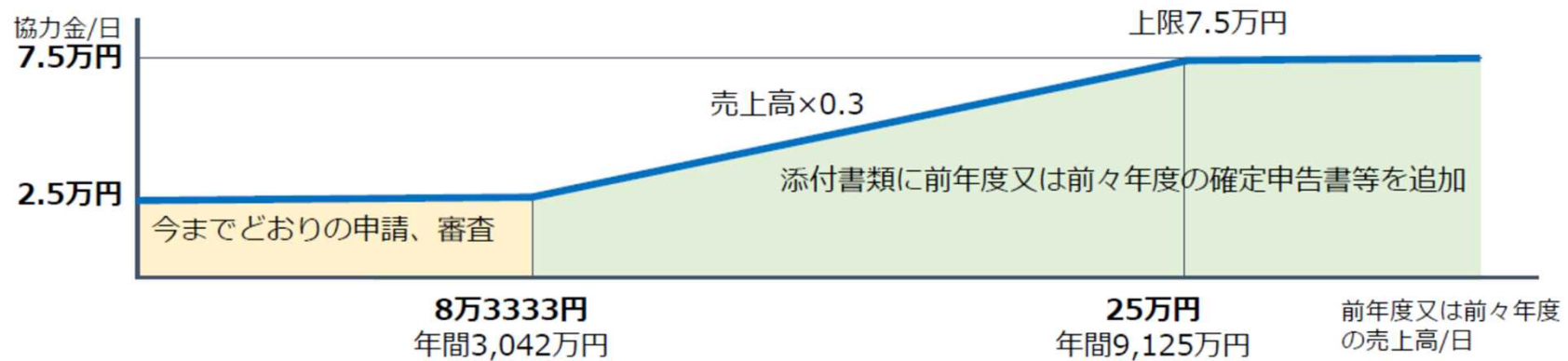
- 問い合わせ先：宮崎市商業政策課（申請について）TEL 0985-21-1792
宮崎県衛生管理課（時短要請に関すること）TEL 0985-44-2628
宮崎県福祉保健課（協力金に関すること）TEL 0985-26-7075

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.3（2.5万円～7.5万円）

○ 売上高方式【中小企業の場合】



2 大企業（中小企業も選択可）

○ 売上高減少額方式【大企業の場合】 ※中小企業においても、この方式を選択可

【計算式】

1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円又は前年度若しくは前々年度からの1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額